

株式会社ナカムラ 身体的拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

当法人では、身体的拘束は、利用者が行動する自由を不当に制限するものであり、利用者の尊厳のある生活を阻むものと認識して、人手不足や安全確保等を理由に拘束を安易に正当化すること無く、法人全体・職員一人ひとりが身体拘束ゼロに向けて身体的拘束をしないサービス提供に努めるものとする。

身体拘束ゼロに向けた具体的な方針として、身体拘束を原則、禁止とする。

ただし、どうしてもやむを得ず身体拘束を行う場合は、身体的拘束適正化検討委員会で充分に検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件（※）を全て満たした場合に限って、利用者又はご家族の同意を得て、必要最小限の範囲・方法で行うものとする。

身体的拘束を行った場合には、その状況についての記録ができるだけ細かく記録し、事業所に保管する。

※3要件について

切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

（1）当法人は、身体的拘束の廃止及び適正化に向け「身体的拘束適正化検討委員会」を設置する。

（2）委員会の委員長は法人の代表者が務める。

（3）委員会の委員は各事業所の管理者又はサービス提供責任者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者）とする。委員は各事業所1名以上とし、必要に応じて追加できるものとする。

（4）委員会は、原則として年2回以上開催し、必要に応じて随時開催できるものとする。

（5）委員会は虐待防止委員会・感染対策委員会と一体的な運用を可能とする。

（6）委員会の検討事項は主に次の通りとする。

①身体拘束ゼロに向けた組織、環境づくりに関すること

②身体的拘束適正化に関連する内容について、職員への周知・研修に関するこ

③身体的拘束適正化のための指針、マニュアルや規程等の整備・改定に関するこ

④身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

⑤身体的拘束を実施した場合の解除の検討及び手続き

⑥身体的拘束の事例の集計と分析

⑦その他、身体的拘束適正化に関連する必要な事項

（7）委員会を開催した場合、その内容、検討結果は職員に周知徹底する。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

（1）身体的拘束適正化のための研修は、以下の通り実施する。

・新規採用時

・定期的な研修を年1回以上の頻度で行う。

(2) 研修内容は身体的拘束適正化検討委員会で検討するものとし、法改正等を踏まえて、必要に応じて研修内容を変更する。

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法などの方策に関する基本方針

- (1) 身体的拘束を行う場合には、次項の手続きに基づき、利用者又はそのご家族に速やかに説明し、報告を行う。
- (2) 適切な手続きによらない身体的拘束等を視認した場合、具体的な状況等を確認した上で、身体的拘束適正化検討委員会に報告を行う。報告を受けた身体的拘束適正化検討委員会は当事者への聞き取り調査を行う等して事実確認を行い、実態を正確に把握できるよう努める。適切な手続きを行わずに身体的拘束が行われた場合、虐待とみなし、「虐待防止のための指針」に沿って厳正に対処する。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って、必要最小限の範囲で身体拘束を行う。

(1) カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会及びその利用者の状況に詳しい担当者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非大体制③一時性の3要素全てを満たしたかどうかについて検討・確認する。
- ・検討の結果、身体的拘束を行うことを選択した場合、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、利用者及びそのご家族に対する説明書を作成する。

(2) 利用者・そのご家族に対する説明

- ・身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるよう努める。
- ・身体的拘束の同意期限を超える、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・そのご家族と行っている内容と方向性、利用者の状態等を確認・説明し、再度同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

- ・身体的拘束を実施した場合、その様子、心身の状況、やむを得なかつた理由等を記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討する。その記録は5年間以上保存し、必要時に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

- ・(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに拘束を解除する。その場合には利用者・そのご家族に報告する。
- ・なお、試行的に身体的拘束を中止し拘束の必要性を確認する場合があるが、再度、数日以内に同様の対応で身体的拘束の実施が必要になった場合、利用者・そのご家族に経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続きなく安全確保の観点から同様の対応を実施することがある。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として事業所に備え、利用者及びそのご家族からの求めに応じ、誰でも閲覧できるようになるとともに、事業所のホームページにも公開する。

7. その他必要な事項

身体的拘束適正化のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて身体的拘束適正化検討委員会にて検討し、決定する。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。